

令和４年１２月１日
障害福祉部障害者施策課

こども発達扇橋センターの跡地利用について

1 経緯

令和６年度に亀戸第二児童館に移転予定のこども発達扇橋センター跡地の利活用について、区有財産利活用検討部会及び長期計画推進委員会において検討した結果、基幹相談支援センター（以下「基幹Ｃ」という。）を設置する方針が確認された。

2 対象跡地

現施設名称	こども発達扇橋センター
所在地	扇橋３－７－２（障害者福祉センター１階）
延べ床面積	378.8㎡（こども発達扇橋センター部分）

3 利用概要

（１）基幹Ｃの設置

ア．基幹Ｃ概要（障害者総合支援法第７７条の２）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。設置にあたっては、地域の実情に応じて以下の機能を備えることとされている。

- ①総合的・専門的な相談支援の実施 ②地域の相談支援体制の強化の取組
③地域移行・地域定着の促進の取組 ④権利擁護・虐待の防止

イ．設置方針

地域における相談支援の中核的な役割を果たすため、主に以下の業務を行い、地域の相談支援体制を築き、誰一人とりこぼさない共生社会を実現する。なお、設置詳細については、今後検討を進めていく。

- ①地域の相談支援事業所に対する指導助言・人材育成等の事業者支援
②困難事例を中心とした総合的・専門的な相談支援

ウ．区内相談支援体制の各役割

主 体	役 割
区	基幹Ｃがその役割を果たせるよう、運営を主導するとともに、定期的な運営状況の把握と運営評価を行う。
基幹Ｃ	困難事例を中心に総合的・専門的な相談支援を担うとともに、スーパーバイズや事例検討会等を通じて相談支援専門員の能力向上を図る。
相談支援事業所	基幹Ｃの支援を受けながら相談対応力を高め、より多くの障害者の相談支援を行い、障害者の地域生活を支える。

4 今後のスケジュール

令和６年度	こども発達扇橋センター移転
令和６年度～令和７年度	障害者福祉センター大規模改修
令和７年度内	基幹相談支援センター設置・運営開始